

2020年3月23日

民法改正を踏まえた預金等規定の改定について

当行は、2020年4月に施行される民法改正を踏まえ、2020年4月1日より預金等各種規定を改定いたします。改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されることとなりますので、ご了承ください。

1. 主な改正内容

(1) 変更条項の新設

規定が変更されることがある旨の条項について新設・変更を行います。預金規定集「普通預金規定」以外の規定についても、同様の改定を行います。

預金規定集「普通預金規定」(抜粋) (規定の変更) 条項の新設

14. (規定の変更)

(1) この規定の各条項は、法令の変更、金融情勢の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

(2) 定期預金の満期前解約の期限の明確化

改正民法において、「寄託者(預金者)は、受寄者(銀行)に対していつでもその返還を請求することができる」との規定が定期預金について適用されることとなるため、定期預金の満期前の解約に制限があることを明確化いたします。定期預金規定<期日指定定期預金規定>「I. 期日指定定期預金規定」以外の各種定期預金規定についても、同様の改定を行います。

定期預金規定<期日指定定期預金規定>「I. 期日指定定期預金規定」(抜粋) (利息) 条項の変更(下線部)

3. (利息)

(1) ~ (2) (省略)

(3) この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

①~⑥ (省略)

(4) (省略)

定期預金規定<期日指定定期預金規定>「Ⅰ期日指定定期預金規定」(抜粋) (預金の解約、書替継続)条項の追加(下線部)

4. (預金の解約、書替継続)

(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) この預金を解約、書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳(または証書)とともに当行国内本支店に提出してください。ただし、次の書替継続をするときは、記名押印がなくても取扱います。この場合、届出の印鑑を引続き使用します。

①～②(省略)

(3) 預金者の後見人等が法定後見制度の対象となった場合の届出の義務化

改正民法において、制限行為能力者が他の制限行為能力者の代理人としてした行為は取り消すことができる旨が定められました。それにより、お客さまの成年後見人等が法定後見制度の対象となった場合に、当行へ届出いただくよう条項の変更を行います。預金規定集「普通預金規定」以外の規定についても、同様の改定を行います。

預金規定集「普通預金規定」(抜粋) (届出事項の変更、通帳の再発行等)条項の変更(下線部)




7. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

(1)～(2)(省略)

(3) ①家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。

②～⑤(省略)

2. 対象となる預金等各種規定

種類	規定集・規定名		変更条項 の新設	定期預金 の満期前 解約の期 限の明確 化	預金者の後 見人等が法 定後見制度 の対象とな った場合の 届出の義務 化
各種 預金	 預金規定集	反社会的勢力の排除に係る規定	○		
		総合口座取引規定	○		○
		普通預金規定	○		○
		通知預金規定	○		○
		北國貯蓄預金規定	○		○
		納税準備預金規定	○		○
		盗難通帳・証書による不正払戻し被害補償に関する規定	○		
	 北國スマート口座（無通帳口座）取扱規定		○		
	 定期預金規定	反社会的勢力の排除に係る規定	○		
		期日指定定期預金規定	○	○	○
		自由金利型定期預金（M型）規定（単利型）	○	○	○
		自由金利型定期預金（M型）規定（複利型）	○	○	○
		自由金利型定期預金規定	○	○	○
		変動金利定期預金規定（単利型）	○	○	○
変動金利定期預金規定（複利型）		○	○	○	
	北國スーパーリレー定期サービス規定	○			

	 積立定期預金 規定	積立定期預金(ビッグプラス)規定—個人用—	○		○
		積立定期預金(ビッグプラス)規定—法人用—	○		
	 当座勘定規定	反社会的勢力の排除に係る規定	○		
		当座勘定規定 (一般当座口)	○		○
		当座勘定規定 (北國ファミリーチェック口)	○		○
	 財産形成預金 規定集	反社会的勢力の排除に係る規定	○		
		一般財形預金規定(財形積立定期預金)	○	○	○
		財形年金預金規定	○	○	○
		財形住宅預金規定	○	○	○
	 譲渡性預金規定		○		○
	 決済用普通預金 規定	反社会的勢力の排除に係る規定	○		
		決済用普通預金規定・決済用普通預金 (北國総合口座) 規定	○		
	 北國年金 100 規定		○		
	 外貨預金規定	反社会的勢力の排除に係る規定	○		
		外貨普通預金規定	○		○
		外貨定期預金規定	○	○	○
自動継続外貨定期預金規定		○	○		
I C キ ャ	 キャッシュカード 関係規定集	北國キャッシュカード規定 (個人)	○		
		北國キャッシュカード規定 (法人)	○		

ツ シ ユ カ ー ド		北國 I C キャッシュカ ード特約	○		
		北國生体認証 I C キャ ッシュカード特約	○		
		デビットカード取引規 定	○		
		ペイジー口座振替受付 サービス利用規定	○		
振 込	 振込規定	○			
投 資 信 託 債 券	 投資信託 債 券 取引約款規定 集	投資信託販売取扱規定	○		
		投資信託受益権振替決済 口座管理約款	○		
		<北國>自動つみたて投 信（愛称はじめる投信） 取扱規定	○		
		自動けいぞく（累積）投 資約款	○		
		債券保護預り約款兼振替 決済口座管理約款	○		
		特定口座約款	○		